

議案第57号

鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部を改正する条例

鳥取県木の住まい建設資金助成条例（平成17年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県産材活用住宅 県産材を<u>15立方メートル</u>以上使用して建設される木造住宅をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>次の表の左欄に掲げる額（1戸につき、同表の右欄に定める額を限度とする。）の合計額以下とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">助成額</th> <th style="text-align: center;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">県産材の使用量（立方メートル単位とし、1立方メートル未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）に2万円を乗じて得た額</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">40万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による格付が行われた県産材の使用量に1万円を乗じて得た額</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">20万円</td> </tr> </tbody> </table>	助成額	限度額	県産材の使用量（立方メートル単位とし、1立方メートル未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）に2万円を乗じて得た額	40万円	農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による格付が行われた県産材の使用量に1万円を乗じて得た額	20万円	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県産材活用住宅 県産材を<u>10立方メートル</u>以上使用して建設される木造住宅をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>使用する県産材の量に1立方メートル当たり3万円を乗じて得た額（1戸につき60万円を限度とする。）とする。</u></p>
助成額	限度額						
県産材の使用量（立方メートル単位とし、1立方メートル未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）に2万円を乗じて得た額	40万円						
農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による格付が行われた県産材の使用量に1万円を乗じて得た額	20万円						

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

3 略

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県木の住まい建設資金助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成20年4月1日以後に助成の対象として決定された者に係る補助金について適用し、同日前に当該決定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。